

1 日時：令和6年12月6日（金）14時30分～16時50分

2 場所：沼津市役所8階802会議室

3 出席者：

座長 犬塚 協太 静岡県立大学国際関係学部教授

委員 大嶽 由紀江 富士伊豆農業協同組合女性部なんすん地区本部部長

委員 稲村 正美 沼津市自治会連合会幹事

委員 高原 博美 静岡県弁護士会沼津支部

委員 薬師神 隆 沼津市校長会

欠席者：

委員 細沼 麻里子 沼津商工会議所女性会会長

<事務局>

地域自治課

社会福祉課

4 議事概要（委員の主なご意見）

（1）次第4 第6次沼津市男女共同参画基本計画の策定に向けて

- ・地方においては、若年世代の特に女性の人口流出が深刻であることが最大の課題として可視化されてきている。実情を把握するため、可能であれば、出ていった人たちがどれぐらい帰ってきているか、いわゆる回復率の調査を検討いただきたい。
- ・若い女性が都市圏に出て行って帰ってこないということと、女性の正規雇用比率が20代をピークに以後は下がる一方であるということには、リンクするところが見られ、非常に深刻な状況である。次の計画ではこの問題に注力していくことが必要ではないか。
- ・女性に特化した意識啓発・人材育成が提起されており、大事な取組ではあるが、職場において女性の能力が十分に発揮されない大きな原因というのは、女性が正規でキャリアを伸ばせない職場環境、労働条件、雇用のあり方、雰囲気になっていることが大きく影響していると考えられる。
- ・女性自身の能力を更に伸ばしてもらうことと併せて、企業の経営層や管理職層の意識、あるいはそれに基づいた従来の働き方の改革をしていく必要がある。女性が仕事と家庭を両立しながらキャリアを積むことができるような社会にしていくうえで、人材育成を狭い意味で捉えず、職場改革の方向に持っていくことがより大事ではないか。
- ・職場だけの問題ではなく、地域全体において、若い女性が何か新しいことをやろうとか、他の人と違う生き方をしたいと思ったときに、その意思を寛容に受け入れて、積極的に後押しするような雰囲気がまだまだ足りていないのではないか。特定の領域に限らず、女性が生きやすく、暮らしやすい、居心地が良いとか、女性が社会で色々な活動をするに対して総合的に支援していくことが必要である。

(2) 次第6 計画の基本的な考え方(体系図)の検討

【横断的視点①に関すること】

- ・「家庭・職場・学校・地域を主要領域とした男女共同参画の推進」のうち、「主要領域」の文言が難しくとつきにくい印象を感じた。分かりやすさを重視すると、「家庭・職場・学校・地域における男女共同参画推進」という表現でも良いのではないか。
- ・家庭・職場・学校・地域を挙げて総がかりで取り組む必要があることを強調することで横断的視点が生まれてくると思うので、例えば「家庭・職場・学校・地域を挙げた男女共同参画推進」というような表現が良いのではないか。

【横断的視点③に関すること】

- ・横断的視点というのは、計画を実施する市役所全体がこれを踏まえなければならないものになるので、この視点を入れることは良い。
- ・「PDCA サイクルを実現できる目標指標の設定」のうち、PDCA という略語は、全く知らない人にとっては分かりにくいので、日本語で「目標指標の設定と効果検証の徹底」とするなど、英語の文字を使わない表現が良いのではないか。
- ・市民に向けて分かりやすく説明するのであれば表現を変えることも考えられるが、PDCA サイクルの言葉を使うのであれば、注釈をつける必要がある。
- ・資料9の推進委員会委員意見書において Plan・計画、Do・実行、Check・評価、Action・改善のPDCA サイクルではなく、Observe・観察、Orient・方向づけ、Decide・意思決定、Act・行動のOODA を取り入れてはどうかという指摘については、変化に柔軟に対応しながら、随時この計画を見直して最先端の内容を取り入れて行かないと、ダイナミックな展開ができないぞという意味でのご指摘かと思うが、機動性や柔軟性の乏しさというのは行政の立てる計画の宿命といえる部分で、立てた計画に基づいてしっかりと実行していくという中で、元の計画を簡単には動かせないところがある。とはいえ、計画に手を入れずに進めていると、5年前に決めたことの意義がだんだんと薄くなって、最終的に出てきたものがあまり意味をなさなくなるというのは非常に気になることである。
- ・OODA というのは、元は戦術用語で、戦場において常に状況が変わる中で、現場の指揮官が臨機応変に作戦を都度変えていくという実践的な考え方である。5年という一定の長い時間をかけた行政計画の場合には、この考え方を横断的視点に入れていくよりは、具体的施策の更に下の個別事業を運用していく中で、この事業のやり方はもう現状に合わなくなったとか、計画期間中にもう目標達成したという場合に、OODA 的な考え方で別の作戦に切り替えることが柔軟にできると良い。体系図内に限らずとも、個別事業の展開にあたっては OODA 的に実施するというような書き込みを検討されてはどうか。

【基本理念(条例第3条)を踏まえた基本目標全体に関すること】

- ・条例の6つの基本理念を分野ごとに4つの基本目標に整理したことについて、現計画のように条例に対応して分散して記載するのではなく、主題となる分野に応じて整理したことは良い。

【基本理念（条例第3条）を踏まえた基本目標Ⅲに関すること】

- ・「家庭生活を基盤に～」という表現が気になるところである。家庭生活を基盤にすることが前提になっているが、全国規模では全体の4割が一人世帯という状況で、家族と同居しながら家庭生活を営む人ばかりではなく、あるいは、営んでいた人も高齢になって一人になるケースが女性の場合は特に増えている。
- ・一人暮らし世帯が最大多数になっている現状を踏まえると、例えば先頭に「個人」という言葉を入れて、「個人・家庭生活」とするなど、シングルが主流の社会になっている現状を視野に入れた表現に変えてもいいのではないか。

【基本的施策1 具体的施策（1）に関すること】

- ・資料9の推進委員会委員意見書にて指摘のあった高齢者や管理職層の男性への意識改革の取組については、男女共同参画に関する様々な情報を収集・発信していくということで、具体的施策（1）に含まれるとも言えるが、ここに文言として明記することは難しいので、この下の個別事業に男性や高齢者に向けた情報発信等の取組が入ってくればそれでも良いかと思う。あるいは、新たに男性や高齢者に向けた教育・啓発の柱を立てることも考えられるので、検討いただきたい。

【基本的施策1 具体的施策（2）、（3）に関すること】

- ・男女共同参画社会の用語の理解の年代別集計の結果を見ると、10代では100%ということで、単純に考えて70年後に全年代が100%になるとすると相当時間がかかることを改めて感じるとともに、具体的施策（2）の教育・保育の場での意識醸成が非常に重要で、もっと充実させていく必要がある
- ・具体的施策（3）のキャリア教育の推進について、地域・家庭に波及させる施策とされているが、どのように取り組まれるのか、あまりイメージが湧かない。
- ・地域や家庭への波及を考えると、学校現場での実際の授業において、保護者の方々を巻き込んでいく取組は、全国的に実践例が増えてきている。例えば男女共同参画をテーマに取り上げた授業するときに、参観日にあてて保護者にも一緒に考えてもらうといったものである。
- ・学校でいくら教えても家庭や地域では性別役割分業的な考え方が全然変わっていかない現状を受け、家庭や地域の方と一緒に巻き込んでいくために、（2）においても地域・家庭へ波及するような施策を検討されてはどうか。
- ・学校教育の文脈において具体的施策（2）、（3）が似通っており、（2）に集約できるのではないか。
- ・学校現場でのキャリア教育については、他の自治体と差別化し、沼津市の取組の特徴を強調する目的としては現状でも構わないと思うが、（2）、（3）を一体的に捉える考え方もあるので、どのような見せ方をするか検討いただきたい。
- ・高校生は、あまり地域の活動では見かけない印象である。一緒に巻き込んでいけば、地域の若い世代が参画できてくるのではないか。
- ・小中高はもちろん、大学との連携についても、市内に立地しているかどうかによらず、県内などの近隣の大学を含めて考えていくと良い。大学生となると、教育を受ける側というよりは、大学生自身が中心的な活動をして、その下の世代に働きかけてもらうような取組も全国で見られるので、そういった事業展開も可能ではないか。
- ・学校の範囲については狭く捉えず、国公立の分け隔てなく協力いただいて、色々な活動の可能性を広げていただきたい。

【基本的施策3、4に関すること】

- ・新たに女性支援新法に関する事項を基本的施策3に位置づけたことについて、DV被害者の女性は困難を抱える女性の代表であるから、これを救済するため、ここへ位置づけることに違和感はないが、そうするとDV防止計画との違いはどこにあるのかという問題がでてくる。
- ・女性支援新法における困難を抱えた女性というのは、直接的にはDVあるいはもう少し範囲を広げて性的な暴力の被害者が中心ではあるが、それだけでなく、様々な困難な状況が複合的に起こっている女性が想定されることに留意しなければならない。
- ・様々な困難を抱える女性がいる中で、大事な視点として離婚問題があるが、今回の体系図案では、ひとり親家庭への支援に関する事項が見当たらない。ひとり親家庭の中心は母子家庭であり、その生活困窮や生活困難が非常に目に余る状況である。典型的なジェンダーに基づく困難を抱える女性であり、これを想定しない計画は考えられない。基本的施策3だけではなく、基本的施策4の「生涯にわたる健康づくりと安全・安心で豊かな暮らしに向けた支援」の文脈において、女性支援新法の位置づけが必要である。
- ・ひとり親家庭への支援は、具体的施策に書き込んでも良いのではないかと。具体的施策(9)では、高齢者・障害のある人・外国人が挙げられており、いずれも大事な対象になる方々ではあるが、本計画の中で挙げていく属性としては、ひとり親家庭の困窮防止や困窮対策の方が優先度は高いと思う。
- ・民法が改正され、共同親権の問題が出てきたので、DV被害者支援の立場では懸念する材料が増えていく状況かと思う。困難女性支援とぶつかるところもあるが、是非とも力を入れていただきたい。

【基本的施策4 具体的施策(10)に関すること】

- ・「男女共同参画社会に向けた地域環境整備」とあるが、正確には「男女共同参画社会の実現に向けた」とした方が適切である。

【基本的施策5に関すること】

- ・「ワーク・ライフ・バランスの推進」とあるが、誰もがワーク・ライフ・バランスを自分なりに実現できる状況を作り出すという意味で、「ワーク・ライフ・バランス実現の推進」とした方が適切である。
- ・女性活躍推進法の計画への位置づけについて、法律の第5条第2項第三号のロに基本方針の1つとして、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項とあるので、基本的施策5への位置づけが必要と考えられる。
- ・アンケートの回収率は31.2%ということで、ワーク・ライフ・バランスという観点では20~40代の声が大勢だと思うが、その年代の回答率が低いと感じた。これが高くなったら、もう少しアンケートの解析結果が違う方向に変わるのではないかと。

【基本的施策5 具体的施策(12)に関すること】

- ・家庭においては、男性“活躍”として能力を発揮してもらおうというよりは、当たり前のことをしっかりやってもらうという意味で、家庭における家事や子育てなどの様々な家内労働に男性が“参画”するといった表現の方が適切かと思う。例えば、「家庭における男性の参画促進や参画推進」の表現がいいのではないかと。

【基本的施策6 具体的施策（14）に関すること】

- ・女性の意識向上が一番前に示されており、「女性の意識さえ変われば女性はずっと活躍できる」、あるいは女性からすると、「あなたが頑張らないから駄目なんだ」と読めてしまうので、社会の意識を変えたいという文言に変えた方が良い。女性の意識も変える必要があると思うが、それ以上に職場や社会全体の意識を変えることがまず優先かと思う。
- ・女性の能力発揮のための支援というのは、色々な形で必要であって、その一環として経営者や管理職を含めた職場に働きかけて、女性の能力が発揮できる状況を整えてもらうことが考えられるので、そのままの表現で良いが、女性の意識向上が最初に来ると、引っ掛かりが出てきてしまうので、例えば、「女性の能力発揮のための支援と職場・社会の意識変革」といった表現としてはどうか。
- ・管理職への積極的登用の記述について、地域のジェンダーギャップを考えると、原案のとおり明確に具体的施策レベルで示したほうが良いが、具体的施策より下の個別事業の中に位置づけることも考えられる。

【基本的施策7に関すること】

- ・女性活躍推進法では、職場に限らず、政治分野や地域での活動なども含めて女性の政策方針決定過程への参画拡大を広く求めているような記憶がある。法律上にそのような書き込みがあれば、基本的施策7への位置づけが必要であるため確認いただきたい。

【基本的施策8 具体的施策（18）に関すること】

- ・地域の役員になっていただけるといいなと思う女性はいるが、世間の雰囲気というのか、なかなか一歩足を出してもらえないような環境があり、男女共同参画に関して地域の会議で言ってもなかなか理解してもらえない実情がある。
- ・地域における男女共同参画の推進については、自治会に働きかけるだけでは限界がある。地域に向けた取組というと、まずは自治会や町内会が対象として挙げられるが、現実を見ると圧倒的に高齢者に偏った状況で、若い世代の住民の声が吸い上げられないというのが実情だと思う。声が聞こえてこないことで、男女共同参画に関して若い世代に響くような施策ができていないことが懸念される。
- ・次期計画の段階では、自治会に向けた取組を継続しつつも、並行して異なるルートで若い世代の地域住民の希望や声を吸い上げるような、あるいはそれらを代弁して声を出してくれるような人たちを起用するというか、まとめられるような取組ができると良い。

【基本的施策8 具体的施策（19）に関すること】

- ・インターネット・SNSを通じて若い世代の地域住民が色々な活動をするような組織、団体、ネットワークがあり得るかと思う。他にも、NPO やボランティア団体などでは、若い世代が活躍しているケースが見られる。そのような若い世代の地域活動に対して、「男女共同参画の視点を入れると更に良くなりますよ」というように、巻き込んでいく施策が仕立てられると良い。個別事業には、従来型の自治会とは異なる若い世代の活動をキャッチして、繋げるような取組を入れていくことが大事である。

【基本的施策8 具体的施策（20）に関すること】

- ・防災の分野では、従来型の自治会や自主防災組織とは関係なく、地域女性防災リーダー的な形でボランティア活動が行われている事例もある。自主的に地域防災活動をしているNPOなどの団体をリサーチして、男女共同参画に関する取組に繋がると良い。

【“男女共同参画”の言葉に関すること】

- ・計画の根拠となる法律が男女共同参画社会基本法なので、計画の随所に“男女”という言葉を使わざるを得ないのかもしれないが、LGBT 理解増進法が立法されたことを受けて、LGBTQ 当事者の方々に配慮をすることがもう少し示せると良い。例えば基本的施策 1 においても、「男女共同参画及びジェンダー平等に関する教育・啓発の充実」としても良いのではないか。
- ・基本目標Ⅱに「ジェンダー平等の下に」と記述があり、その下の基本的施策 3 は、「ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶」ということで、暴力根絶の文脈では、“男女”ではなく、広くジェンダーに配慮することが示されているが、同じく基本目標Ⅱの下に位置づけられる基本的施策 4 にはそういった表現が見られない。
- ・“男女共同参画”の言葉について、法律や条例で規定された部分は、“男女共同参画”の言葉を使わざるを得ないものの、切り替えられる部分はそろそろ“ジェンダー平等”とした方が良いのではないか。例えば基本的施策以下の部分で“男女共同参画”とあるところは、全て“ジェンダー平等”に変えることも可能性としてはあると思っている。
- ・“ジェンダー平等”という表現は日本でもかなり浸透してきたところであり、LGBTQ に関することも包括できる。“男女共同参画”という表現では説明が苦しい取組もあるので、“ジェンダー平等”とすれば、LGBTQ への差別や偏見、ハラスメントの根源はジェンダーだということ、男女はもちろんあらゆる人が平等・対等・公正に扱われる社会という意味での“ジェンダー平等”の表現が今の時代にはより適切である。変えるとかえっておかしくなるようなところは変えなくていいと思うが、一つの考え方として検討をお願いしたい。

以上